附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第六十四号）による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第六十六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第八項、第九項及び第十項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条並びに構造改革特別区域法第四十九条の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を第十九条とし、第二条から第四条までを十四条ずつ繰り下げ、第一条中「構造改革特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

（非居住者の代理人）

第一条　本邦内に住所を有しない者（以下この条から第四条までにおいて「非居住者」という。）は、地域限定特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、地域限定特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下この条から第九条までにおいて「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第二条　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（地域限定特例通訳案内士登録簿の様式）

第三条　法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の地域限定特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。

（登録の申請）

第四条　法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による地域限定特例通訳案内士登録申請書を、認定地方公共団体（法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあっては、当該認定を受けた法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この条から第十四条までにおいて同じ。）の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第十九条の二第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（第八条において「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第七条及び第八条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に地域限定特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　認定地方公共団体の長は、法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。第九条第三項において同じ。）について、同法第三十条の七第四項、第五項若しくは第六項又は第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第五条　法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（地域限定特例通訳案内士登録証の様式）

第六条　法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の地域限定特例通訳案内士登録証は、別記第三号様式による。

（登録事項の変更の届出）

第七条　地域限定特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記第四号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

第八条　地域限定特例通訳案内士は、法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第五号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　地域限定特例通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを認定地方公共団体の長に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第九条　法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　地域限定特例通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなった抹消の事由及びその期日